

議案第9号

京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について

京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年2月27日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

国の令和6年の人事院勧告による給与改定に準拠して、市長、副市長及び教育長に地域手当を支給するため、及び本市の厳しい財政状況等に鑑み、令和7年度の市長、副市長及び教育長の給与を減額するため、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例（平成16年京丹後市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条中「給料」の次に「、地域手当」を加える。

第3条第2項中「給料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに100分の15を乗じて得た額の合計額」を「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の15を乗じて得た額を加算した合計額」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支給する市長、副市長及び教育長の給料月額及び期末手当の額に関する特例）

33 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支給する市長、副市長及び教育長の給料月額及び期末手当の額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に、市長にあつては100分の20、副市長及び教育長にあつては100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第69号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 平成16年4月1日 条例第69号</p> <p>第1条 (略) (給与の種類)</p> <p>第2条 市長、副市長及び教育長に支給する給与の種類は、給料_____、通勤手当及び期末手当とする。 (給与の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前条の手当は、京丹後市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第72号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」とし、同条第4項中「<u>給料及び扶養手当の月額合計額</u>」とあるのは「<u>給料の月額及びこれに100分の15を乗じて得た額の合計額</u>」と読み替えるものとし、同条第5項の規定は適用しない。</p> <p>・第4条 (略)</p> <p>附 則 1～32 (略)</p>	<p>京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 平成16年4月1日 条例第69号</p> <p>第1条 (略) (給与の種類)</p> <p>第2条 市長、副市長及び教育長に支給する給与の種類は、給料、<u>地域手当</u>、通勤手当及び期末手当とする。 (給与の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前条の手当は、京丹後市一般職の職員の給与に関する条例(平成16年京丹後市条例第72号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。この場合において、給与条例第18条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の172.5」とし、同条第4項中「<u>給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額合計額</u>」とあるのは「<u>給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の15を乗じて得た額を加算した合計額</u>」と読み替えるものとし、同条第5項の規定は適用しない。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>附 則 1～32 (略)</p> <p><u>(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支給する市長、副市長及び教育長の給料月額及び期末手当の額に関する特例)</u></p> <p>33 <u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に支給する市長、副市長及び教育長の給料月額及び期末手当の額は、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる額から当該額に、市長にあっては100分の20、副市長及び教育長にあっては100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p>

現行	改正案
別表 (略)	別表 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>

- 月例給 給料表の初号近辺の号俸をカットして各級の初号の額を引上げ改定
(若手・中堅優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善)
※ 1 次頁 新給料表イメージ図参照

- 扶養手当 段階的に配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を増額

扶養親族	現行	令和 7 年度	令和 8 年度
配偶者	6,500 円	3,000 円	廃止
子 (1 人当たり)	10,000 円	11,500 円	13,000 円

- 地域手当 市町村単位から都道府県単位への支給単位の広域化により、新たに地域手当を支給
国が示す京都府の級地区分は 4 級地、8%であるが、本市の財政状況等を鑑み令和 7 年度の支給割合は 4%とする
※ 2 次頁 地域手当支給割合一覧参照

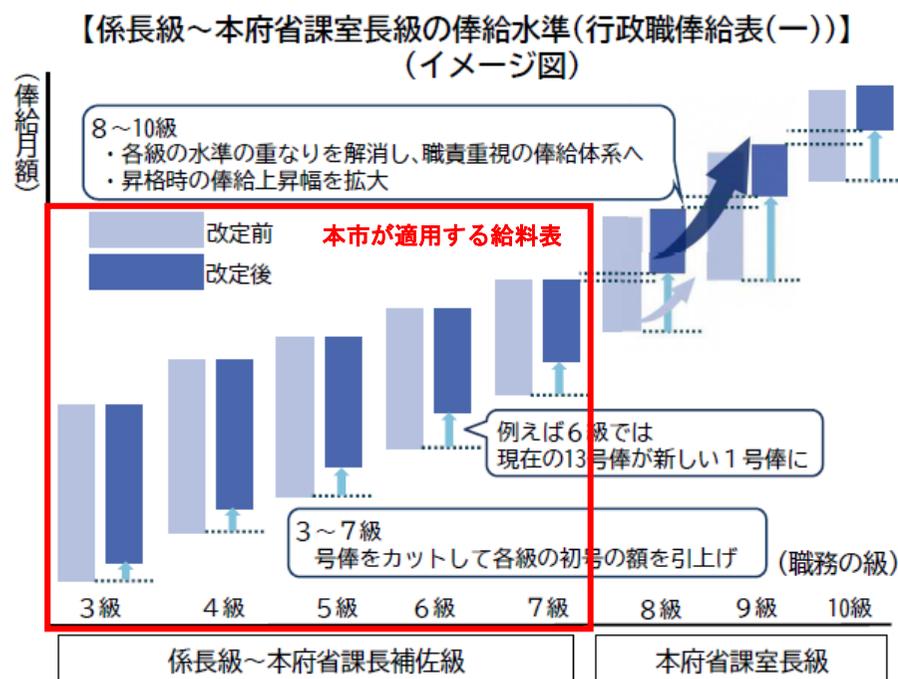
- 住居手当 一般の職員と同様に、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に住居手当を支給

- 管理職特別勤務手当 平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大

支給対象	現行	見直し後
時間帯	午前 0 時～午前 5 時	午後 10 時～午前 5 時

- 単身赴任手当 新規採用職員に対する単身赴任手当を採用時から支給

※1 新給料表イメージ図



※2 地域手当支給割合一覧

【見直し後の支給地域】 16都府県+79市

級地区分	支給割合	支給地域の例	
		(都府県で指定)	(中核的な市で個別に指定)
1級地	20%		東京都特別区
2級地	16%	東京都	横浜市、大阪市 等
3級地	12%	神奈川県、大阪府	さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	8%	愛知県、京都府	仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市 等
5級地	4%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県	札幌市、岡山市、高松市 等

議案第9号 「京丹後市長、副市長及び教育長の給与に関する条例」の一部改正

- 地域手当 一般職と同様に、新たに地域手当を支給(4%)
- 給与等 市長の給料及び期末手当を20%減額、副市長、教育長の給料及び期末手当を5%減額

議案第10号 「京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」「京丹後市非常勤の臨床研修を行う医師等の給与に関する条例」の一部改正

- 地域手当 一般職と同様に、会計年度任用職員及び臨床研修を行う医師等に新たに地域手当を支給(4%)